

令和7年度 23価肺炎球菌ワクチン接種【任意接種】 費用助成（クーポン券）のご案内

横浜市では、内部機能障害者の方に対し、肺炎に罹患した場合の重症化を防ぐことを目的として、23価肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成しています。

- ～ワクチン接種を受ける際は、事前に「ご案内（本紙）」及び同封の書類をお読みください～
- 3,000円クーポン券（一番上の宛名紙の下部に付いています。）
 - 接種記録手帳
 - ちらし「23価肺炎球菌ワクチン接種を実施される協力医療機関様へ／肺炎球菌ワクチンを接種される方へ」

●●23価肺炎球菌ワクチンについて（概要）●●

1 肺炎球菌ワクチンの効果	肺炎は細菌やウィルスの感染等によって起こり、特に高齢者や慢性疾患患者の場合は、罹患すると重症化するリスクが高くなると言われています。 23価肺炎球菌ワクチンは、93種類に分類される肺炎球菌の型のうち病気を引き起こしやすい23種類の菌の型に効果があるため、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待できます。
2 任意接種（クーポン券利用）	この費用助成（クーポン券）で行う予防接種は、任意であるため接種を受ける義務はありません。 <u>ご本人が接種を希望する場合に医師に相談の上、十分に納得してから接種を受けてください。</u> なお、定期接種については、同封の「成人用肺炎球菌ワクチン予防接種について」をお読みください。
3 接種回数	1回。再接種を希望する場合は、医師の判断に基づき再接種の必要性を慎重に考慮した上で、クーポン券の再交付申請をすることができます。
4 注 意	5年以内に再接種を受けると接種部位の痛みなど、副反応が強く出る可能性がありますので、再接種を希望する場合は、前回接種から十分な間隔を空けてください。

※その他、ワクチンの副反応等については、同封のちらし「肺炎球菌ワクチンを接種される方へ」をお読みください。

●●助成について（概要）●●

1 対象者	10月1日を基準日として、次の(1)(2)又は(3)(4)に該当する方
【注意！】 <u>クーポン券を持っていても、肺炎球菌ワクチン接種時に、右欄の(1)(2)又は(3)(4)のどちらかひとつでも該当からはずれていった場合、助成は受けられません。</u>	<ul style="list-style-type: none">(1) 横浜市内に住所を有する、<u>満5歳以上60歳未満の者</u>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号、以下、「法」という。）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号、以下「省令」という。）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下、「別表」という。）に定める心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓のいずれかの機能の障害に該当する者(3) 横浜市内に住所を有する、<u>満60歳以上65歳未満の者</u>(4) 法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ、省令の別表に定めるぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓のいずれかの機能の障害に該当する者及び、心臓、じん臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウィルスによる免疫のいずれかの機能の障害に該当する者のうち、2級～4級に該当する者（※1級の方は定期接種の対象です。） <p>※ただし、脾臓摘出患者の方又は公害医療手帳の交付を受けている公害被認定患者の方はほかの制度が利用できるため対象外です。</p>
2 助成開始	クーポン券の交付日（10月1日）から ※9月30日以前に接種を受けた場合は、助成の対象となりません。
3 助成費用	<u>3,000円</u> ※3,000円を超える費用は自己負担です。 ※医療機関によって接種費用の総額は異なります。事前に横浜市23価肺炎球菌ワクチン接種助成事業協力医療機関（以下「協力医療機関」）にご確認ください。
4 有効期間	有効期間は令和9年9月30日です。有効期間内に一回のみ使用可能です。

※その他、クーポン券の使い方については、2ページの「クーポン券の使い方」をお読みください。

●クーポン券の使い方●●

同封いたしました「23価肺炎球菌ワクチン接種を実施される協力医療機関様へ」を受付で御提示ください。

● 市内の協力医療機関でワクチンを接種する場合は…

1 相談・予約	まずは、かかりつけ医にご相談ください。 その上で接種を希望する場合は、かかりつけ医が協力医療機関になっているか(クーポン券の利用が可能であるか)についてご確認の上、事前に予約をしてください。
2 接種場所	協力医療機関 ※かかりつけ医に相談するか、横浜市健康福祉局ホームページなどで事前にご確認ください。 【横浜市 健康福祉局ホームページ】 QRコード 又は 横浜市 23価肺炎球菌 で 検索
3 接種当日	必ず①クーポン券 ②身体障害者手帳 を協力医療機関にご持参ください。 ※忘れる場合、その場で助成を受けられない場合があります。 ※必須ではありませんが、接種日を記入するために同封の「接種済カード」もご持参ください。
4 接種費支払い	接種後に接種費用の総額から3,000円を引いた額を協力医療機関へお支払ください。



● 市外のかかりつけ医でワクチンを接種する場合は…

1 相談・予約	まずは、かかりつけ医にご相談ください。 その上で接種を希望する場合は、医療機関に事前に予約をしてください。
2 接種費支払い	接種費用の総額を医療機関にお支払ください。このとき必ず「領収書」及び「診療明細書(ワクチンの接種が明記されているもの)」をもらってください。 ※診療明細書がない場合は、接種した医療機関に領収書には23価肺炎球菌ワクチンを接種したことが分かるように明記してもらってください。
3 横浜市へ申請	①クーポン券 ②領収書・診療明細書 ③横浜市23価肺炎球菌ワクチン接種特例助成申請書(以下「特例申請書」)を下記へ送付してください。申請受理後、助成費を指定口座に振り込みます(振り込みまでには1か月程度かかりますのでご了承ください)。 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市健康福祉局障害自立支援課 あて ※特例申請書は、横浜市健康福祉局ホームページからダウンロードできます。 ※インターネットが利用できない場合や申請書の書き方など、不明な点はお問合せください。

※その他、下記の「クーポン券の取扱注意事項」をお読みください。

●●クーポン券の取扱注意事項●●

- (1) クーポン券の紛失時、破損時等又は再接種の理由により再交付を希望する場合は、「横浜市23価肺炎球菌ワクチン接種クーポン券再交付申請書」に身体障害者手帳の写しを添えて、再交付の申請をすることができます。再交付申請書は、横浜市健康福祉局ホームページからダウンロードできます。
- (2) このクーポン券は、任意接種として1ページ目に記載する対象者の方へ送付しています。クーポン券を利用して接種した際に生じた副反応及び健康被害の発生に関しては、横浜市は一切の責任を負いません。また、接種の前に同封のちらし「肺炎球菌ワクチンを接種される方へ」を御確認ください。
※ 入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害が発生した場合は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の「医薬品副作用被害救済制度」による救済給付を受けられる可能性があります。
- お問合せ先：独立行政法人 医薬品医療機器総合機構救済制度相談窓口 0120-149-931 (フリーダイヤル)
(月)～(金)の 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
- (3) その他の注意事項については、クーポン券に記載してありますので御確認ください。

【参考】成人用肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種※）について

※特に、現在64歳の方と身体障害者手帳1級に該当する59歳の方は御一読ください。

※定期接種：予防接種法に基づく予防接種（それ以外は助成の有無に関わらず「任意接種」となります）

平成26年10月1日から高齢者及び特定の障害がある方を対象に、成人用肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種）が始まっています。（以下、「定期接種」と呼びます）

今回お送りしたクーポン券利用の制度とは別になります。

定期接種の対象となる御年齢に近い方（現在64歳の方と59歳の方）は、接種の時期などの参考にしてください。

【令和7年度 定期接種対象者】

横浜市内に住民登録があり、過去に自費を含め一度も23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、接種日現在で次の①又は②のいずれかに該当する方

① 65歳の方

※横浜市医療局健康安全課から65歳誕生日の2～3週間前に個別に通知されます。

※接種対象期間は65歳の誕生日から66歳の誕生日の前日までです。

※令和6年4月1日以降は、接種日現在で66歳以上の方に成人用肺炎球菌の定期接種は原則、実施できません。

② 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能に1級相当の障害のある方

※各区福祉保健センター・福祉保健課健康づくり係で予診票を発行します。

下記のア及びイをお持ちください。

ア 住所・氏名・年齢が確認できるもの（健康保険証など）

イ 身体障害者手帳等対象者であることが確認できるもの

※接種対象期間は60歳の誕生日から65歳の誕生日の前日までです。

【定期接種費用】

3,000円（条件により自己負担免除があります。）

◆注意事項◆

任意接種（同封のクーポン券利用の場合）は、公費負担3,000円、残額は自己負担

定期接種は、自己負担3,000円、残額は公費負担

定期接種の自己負担額の方が、クーポン券利用時の自己負担額と比べ少額になります。

定期接種の年齢に到達した時点で、クーポン券は利用できません。

◆◆ 定期予防接種に関するお問合せ先 ◆◆

横浜市予防接種コールセンター 電話：045-330-8561 FAX：045-664-7296

午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始除く） 対応言語：日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली

●●よくある質問●●

Q 1 15(20)価肺炎球菌ワクチン（小児用ワクチン。販売名：プレベナー15(20)®水性懸濁注）を接種する場合、このクーポン券を利用することはできますか。

A 1 利用できません。対象になるのは23価肺炎球菌ワクチン（販売名：ニューモバックス®NPシリソジ）のみです。なお、両方のワクチン接種を検討している場合、15(20)価肺炎球菌ワクチンと23価肺炎球菌ワクチンとの接種間隔については、かかりつけ医にご相談ください。

Q 2 2年前に全額自己負担で同ワクチンの接種を受けましたが、すぐに受けるべきですか。

A 2 過去5年以内に23価肺炎球菌ワクチンの接種をしたことのある方が再接種を受けると接種部位の痛みなど、副反応が強く出る可能性がありますので、前回接種から十分な間隔を空けてください。

Q 3 このクーポン券を利用すると接種費用の自己負担分はいくらになりますか。

A 3 保険診療対象のワクチンではありませんので、各協力医療機関によって接種費用の総額は異なります。このクーポン券は、接種を受けた医療機関に接種費用を支払う際に3,000円を差引くものです。費用については事前に協力医療機関にご確認ください。

Q 4 自分を含め、世帯全員が市民税非課税です。接種費用の自己負担分は免除されますか。

A 4 免除されません。定期接種と異なり、ご本人を含めた世帯全員が市民税非課税の方、生活保護を受けている方又は中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方であっても、医療機関の窓口で自己負担分をお支払いいただくことになります。

Q 5 身体障害者手帳の再判定時に医師から「病気がよくなつたので、手帳の対象にならない」と言われその後更新していません。クーポン券を利用して接種を受けられますか。

A 5 利用できません。この制度は、身体障害者を対象にしています（P1「1 対象者」を参照）。クーポン券を持っていても、肺炎球菌ワクチンを接種する時点で身体障害者手帳の要件を満たしていない場合は、対象外になります。

Q 6 かかりつけの病院が市外にあります。担当医に相談し、そちらの病院でワクチン接種を受けようと思いますが、クーポン券を利用して接種を受けられますか。

A 6 クーポン券は横浜市内の協力医療機関でのみご利用いただくことができます。ただし、市外の医療機関で接種した場合と、協力医療機関で接種した際にクーポン券を忘れてしまった場合には、窓口で全額お支払いいただいた後、ご本人から横浜市に助成費を直接請求することができます（市内でも協力医療機関でない場合は請求できません。）。詳しくは、健康福祉局障害自立支援課にお問い合わせください。

Q 7 新型コロナウィルスワクチンの接種予約をとりました。同時に肺炎球菌ワクチンを接種することはできますか。

A 7 新型コロナワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、新型コロナワクチンとの接種間隔に制限はありません（厚生労働省HP 新型コロナワクチンQ&Aより）。くわしくは医師等に御相談ください。

Q 8 ワクチン接種の予約を取って病院に行ったところ、受付で「予診票」を出すよう言われました。予診票は自分で用意するものなのですか。

A 8 横浜市が指定する予診票はありません。各医療機関がワクチン接種の際に使用するものをお使いください。なお、医療機関が高齢者を対象とした定期接種と混同している可能性がありますので、受付の方に同封いたしました「23価肺炎球菌ワクチン接種を実施される協力医療機関様へ」を提示してください。

◆クーポン券に関するお問合せ◆

横浜市健康福祉局障害自立支援課 福祉給付係（〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10）

電話：045-671-3891 FAX：045-671-3566

HP <https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/seido/iryo-kyuhu-josei/haien.html>